

二次予防事業実施要領（案）

1. 事業目的

介護保険法（平成9年法律第123号）115条の3第1項第1号の規定に基づき、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態」という。）になるおそれのある高齢者（以下「二次予防事業対象者」という。）が、要介護状態となることを予防し、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、二次予防事業対象者個々の状態にあわせた支援を行うことを目的とする。

《通所型》

1. 事業対象者

二次予防対象者把握事業及び地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにより、当該事業参加が適当とされた二次予防事業対象者。ただし、生活機能評価において、介護予防サービスを実施する際に主治医の指示が必要と判定された者については、主治医意見書（別紙5）を提出した者とする。

2. 事業内容

介護予防を目的とした「運動器機能向上プログラム」、「栄養改善プログラム」、「口腔機能向上プログラム」の3プログラムを集团的・個別的・通所形態により事業所へ委託し実施する。

- （1）各プログラムの実施内容 別紙のとおり
- （2）会場 各日常生活圏域において事業実施者で確保。
- （3）安全管理 事業実施者で対応とする。

3. 委託料

1人1日あたり4,000円

（2プログラム実施の場合は、1,000円加算する）

教材等実費は別途利用者から事業所が徴収する。

4. 委託事業所

- （1）介護保険法第70条に基づく指定居宅サービス事業所のうち、介護予防通所費又は介護予防通所リハビリテーション費の算定を受けている事業所を公募する。
- （2）歯科医師会に加入している歯科診療所
- （3）介護予防・機能訓練指導員認定柔道整復師の整骨院

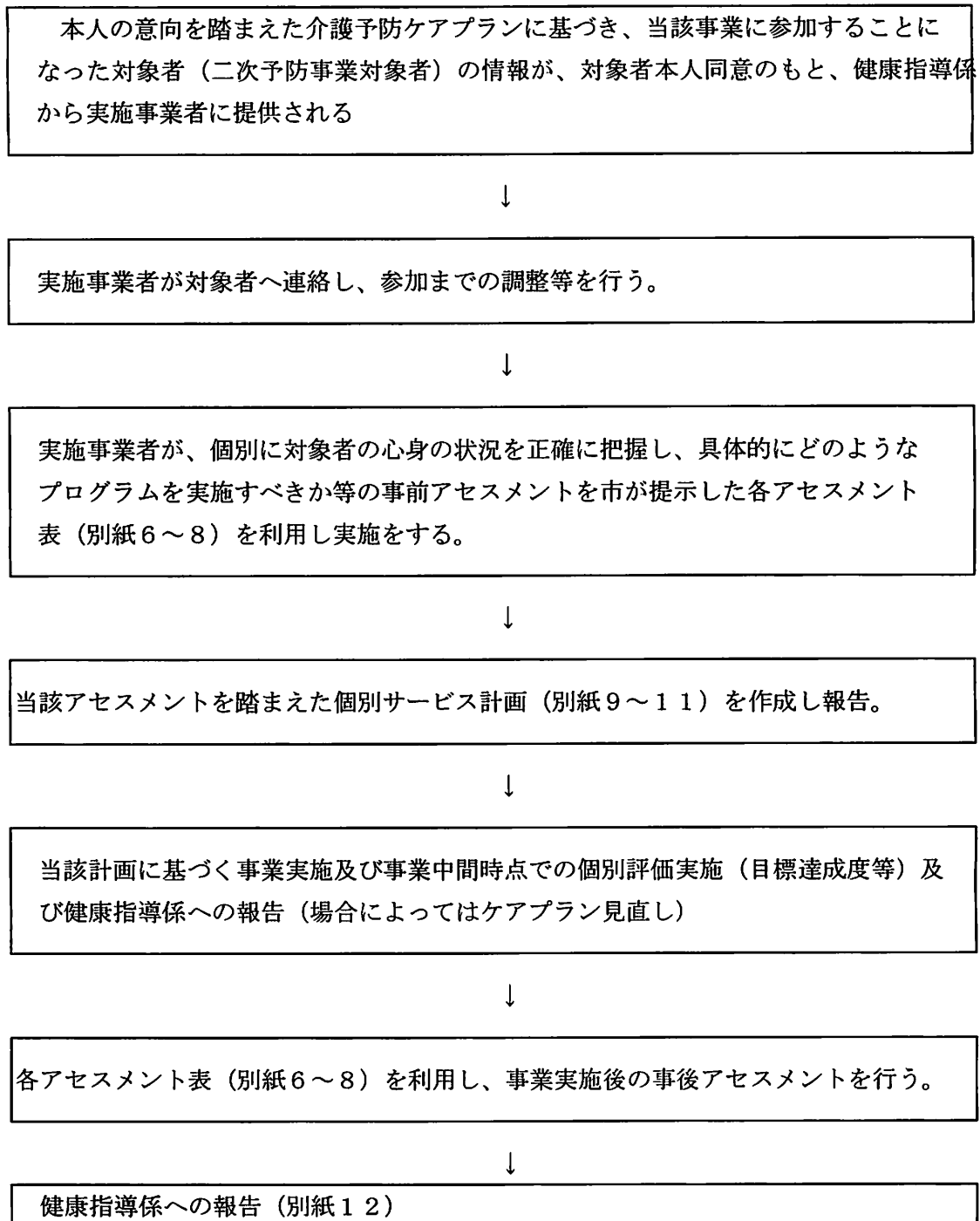
5. 実施期間・回数

平成23年4月から平成24年3月まで。1事業所あたり実施回数は下記のとおり。

- （1）運動器機能向上プログラム：1回1時間30分。1コース（週1回×12回）3ヶ月とする。
- （2）栄養改善プログラム：1回1時間～1時間30分。1コース（月1回×6回）6ヶ月とする。
- （3）口腔機能向上プログラム：1回1時間。1コース（月1回×3回）3ヶ月とする。

※実施日、実施時間は事業者で決定とするが、上記（1）～（3）については必須。
曜日固定等、参加者が覚えやすいよう配慮。

6. 事業実施の流れ



7. アセスメント内容（案）

1) 運動機能向上プログラム

(1) 医学的な側面に関する評価

既往歴、家族歴、服薬、転倒経験、生活習慣等、ニーズ聴取、自覚症状の有無
脈拍測定、血圧測定、痛み、日常生活活動能力等

(2) 体力測定

握力、開眼片足立ち時間、機能的移動能力（Timed up & Go Test 等）

(3) 健康関連 QOL 測定：質問紙調査

2) 栄養改善プログラム

(1) 質問調査：低栄養状態リスクレベル調査、食事習慣調査、食事に関する嗜好等

(2) 身体計測：身長、体重、体脂肪測定、体重減少等

3) 口腔機能向上プログラム

- (1) 質問調査：口腔関係 QOL、生活満足度、摂食・嚥下機能の障害、口腔衛生状態
- (2) 摂食・嚥下機能に関する評価：反復唾液嚥下テスト、口腔器官の巧緻性、運動速度評価、開口量等

※ 事業を実施する上では、主治医やその他医療関係者等との連携を図ること。

8. 実施体制

1) 従事者

従事者の職種及び人数については、下記のとおりとする。外部からの派遣等も積極的に活用すること。なお、従事者は介護保険・老年学・他職種の役割と業務についての知識も求められる。また、下記で示す専門職以外でも各プログラムに必要と判断した場合は配置することが望まれる。

(1) 運動器機能向上プログラム

- 保健師又は看護師 1 名
- 理学療法士又は作業療法士 1 名（事前・事後アセスメント実施、個別サービス計画作成時）
- 柔道整復師

（その他配置が考えられる従事者：介護職員、運動指導員、社会福祉士等）

(2) 栄養改善プログラム

- 保健師又は看護師 1 名
- 管理栄養士又は栄養士 1 名（栄養士については、栄養管理業務に関し 5 年以上の実務経験を有する者が望ましい）

（その他配置が考えられる従事者：社会福祉士等）

(3) 口腔機能向上プログラム

- 保健師又は看護師 1 名
- 歯科衛生士 1 名

（その他配置が考えられる従事者：歯科医師、言語療法士、社会福祉士等）

2) 安全管理体制

3 プログラムを安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備する。また、運動機能向上プログラム実施前には血圧チェックを行うこと。

9. 実施報告等

実施事業者は全てのプログラムにおいて、1 ヶ月ごとに速やかに実施報告（別紙 12）を行うこととする。

【口腔ケア向上プログラム】

H23.3.23

《平成22年度》
1回1時間。1コース3か月(月1回×3回)
指導者: 事業所歯科衛生士、看護師、
在宅歯科衛生士

①特定健診、人間ドックと同時実施
②4月1日現在、65歳、70歳の国保加入者、75歳の
後期高齢者へ生活機能評価基本チェックリストを郵送
(要介護認定者を除く)

生活機能検査で判定された特定高齢者に対し、
ケアプラン作成の案内を送付し、意思確認を行う
(ハガキ)。

作成希望者は包括支援センターが面談。

ケアプラン作成

・通所型介護予防事業参加
(運動器重複者を優先)
・おいきいき教室

はつらつシニア講座
案内

ケアプラン未作成

《平成23年度》
1回1時間。1コース3か月(月1回×3回)
指導者: 事業所歯科衛生士、看護師、
歯科医師会、在宅歯科衛生士

①特定健診、人間ドックと同時実施
②4月1日現在、65歳、70歳、75歳の市民へ生活機能評価
基本チェックリストを郵送(要介護認定者を除く)

生活機能チェックリストで「生活機能低下あり」の高齢者に対し、
介護予防の各教室を案内し、意思確認を行う(ハガキ)。

参加希望あり者は包括支援センターが電話等で確認。

ケアプラン又はケース
連絡票作成

・通所型介護予防事業参加
(運動器重複者を優先)
・おいきいき教室

はつらつシニア講座
案内

参加希望なし

介護予防事業参加 市内4か所の介護保険事業所に委託

おいきいき教室 : 岩見沢保健センター(4回)、幌向ほっと館(1回)
栗沢保健センター(1回)、北村「えみる」(1回)

介護予防事業参加 市内の介護保険事業所に委託
歯科医師会に委託

おいきいき教室 : 岩見沢保健センター(5回)、幌向ほっと館(2回)
栗沢保健センター(1回)、北村「えみる」(1回)

《口腔機能向上プログラム》

○実施方法	委託
○実施形態	3ヶ月3回／1コース
○実施時間	1時間
	口腔チェック→30分以内(歯磨き等) 口腔の運動・学習→口腔機能の向上のための運動、基礎知識等
○対象者	地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント事業により事業実施が適当とされた特定高齢者
○内容	各事業所で決定する

1ヶ月	スタッフによるアセスメント(…包括支援センターに報告)	
2ヶ月	(…包括支援センターに報告)	口腔機能向上について学習 ・口腔ケアの必要性(病気との関係等) 口腔チェック ・歯磨き等 口腔運動内容 ・深呼吸 ・発声訓練 ・リハビリ+遊びで大声を出す等
3ヶ月	事後アセスメント・評価(…包括支援センターに報告)	

* プログラム終了後も自宅で各人が継続して行えるような内容及び使用器具とする。